

H 特定悪臭物質による規制

特定悪臭物質として22物質が指定されており、それぞれの物質の限度により規制が行われています。

1. 規制地域

【1】桑名市及び津市の区域

【2】伊勢市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定に基づく都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）及び同法第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域（以下「用途地域」という。）

【3】松阪市の区域のうち都市計画法第7条第1項の規定に基づく市街化区域（以下「市街化区域」という。）並びに市場庄町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野上野町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野神ノ木町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野瀧之川町、嬉野田村町、嬉野町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町の市街化区域以外の区域

【4】四日市市の区域のうち都市計画法第7条の規定に基づく市街化調整区域

【5】鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、熊野市、北牟婁郡紀北町及び南牟婁郡御浜町の区域のうち都市計画区域

【6】志摩市の区域のうち浜島町の区域

【7】伊賀市の区域のうち次に掲げる区域

ア 朝日ヶ丘町、荒木、印代、猪田、一之宮、市部、依那具、岩倉、上野相生町、上野赤坂町、上野愛宕町、上野池町、上野伊予町、上野魚町、上野恵美須町、上野鍛冶町、上野片原町、上野茅町、上野車坂町、上野桑町、上野玄蕃町、上野幸坂町、上野小玉町、上野紺屋町、上野三之西町、上野忍町、上野下幸坂町、上野新町、上野田端町、上野鉄砲町、上野寺町、上野徳居町、上野中町、上野西大手町、上野西日南町、上野西町、上野農人町、上野東日南町、上野東町、上野福居町、上野丸之内、上野向島町、上野万町、上林、大内、大滝、大谷、大野木、岡波、沖、小田町、界外、笠部、鍛冶屋、桂、上神戸、上郡、上友生、上之庄、木興町、久米町、蔵縄手、西明寺、才良、坂之下、佐那具町、四十九町、七本木、下神戸、下郡、下友生、菖蒲池、白樺、摺見、諷訪、千歳、高畑、高山、朝屋、土橋、寺田、外山、問屋町、長田、中友生、西条、西高倉、西山、野間、蓮池、治田、服部町、服部町一丁目～三丁目、羽根、東条、東高倉、東谷、比自岐、桟川、比土、平野上川原、平野北谷、平野藏垣内、平野清水、平野城北町、平野中川原、平野西町、平野東町、平野樋之口、平野見能、平野山之下、平野六反田、古郡、生琉里、古山界外、喰代、法花、三田、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘東町、緑ヶ丘本町、緑ヶ丘南町、守田町、森寺、山神、安場、八幡町、山出、ゆめが丘一丁目～七丁目、湯屋谷、陽光台及び予野の区域

イ 愛田、阿保、青山羽根、伊勢路、上村、老川、岡田、奥鹿野、柏尾、柏野、勝地、川上、川上一丁目～三丁目、川西、川東、北山、希望ヶ丘西一丁目～五丁目、希望ヶ丘東一丁目～五丁目、桐ヶ丘一丁目～八丁目、霧生、腰山、小杉、下川原、下柘植、新堂、高尾、瀧、楯岡、種生、柘植町、寺脇、中柘植、西之澤、野村、一つ家、福川、別府、御代、妙楽地、諸木及び山畠の区域のうち都市計画区域

【8】桑名郡木曽岬町の区域のうち市街化区域

【9】員弁郡東員町、三重郡菰野町、三重郡朝日町、三重郡川越町及び多気郡明和町の区域

【10】度会郡玉城町の区域のうち田丸、佐田、下田辺、妙法寺及び中染の用途地域

【11】南牟婁郡紀宝町鶴殿の区域のうち字西山、字打野、字山根、字宮脇、字上地、字北畑、字久保、字馬屋、字早馬、字川原、字上早山、字下早山、字六反田、字上川戸、字相口、字北道、字登地、字肥地、字里中、字里地、字北地、字前田、字橋向、字江崎、字下地、字矢渕及び字下川戸の区域並びに字山河前、字幸田、字橋ノ上、字日高及び字川瀬の次の図に示す区域

【12】名張市の区域のうち用途地域並びに緑が丘東、緑が丘中、緑が丘西、梅が丘北、梅が丘南、さつき台、美旗町中、美旗町池の台東、美旗町池の台西、すずらん台東、すずらん台西、つつじが丘北、つつじが丘南、春日丘、百合が丘東及び百合が丘西の区域並びに蔵持町里、蔵持町原出、蔵持町芝出、八幡、美旗中村、東田原、上小波田、西原町、美旗町南西原、下比奈知、富貴ヶ丘、赤目町新川、夏見、瀧古口、箕曲中村及び桔梗が丘西の次の図に示す地区

※「次の図」は省略し、三重県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供しています。